

【資料 2】

第 2 期古賀市文化芸術振興計画(案)

古賀市

古賀市教育委員会

令和 6(2024)年 3 月

はじめに

古賀市は、・・・

令和6(2022)年3月

古賀市長 田辺 一城

はじめに

目次

第 1 章 第 2 期古賀市文化芸術振興計画の目的と作成に係る基本方針

1. 第 2 期計画作成の背景
 - (1) 社会情勢の変化と文化芸術の役割
 - (2) 文化芸術をめぐる国の動向
 - (3) 古賀市の文化芸術に関する施策
 - (4) 第 1 期計画の総括
2. 第 2 期計画の目的と作成に係る基本方針
 - (1) 第 2 期計画の目的
 - (2) 第 2 期計画作成に係る基本方針
 - 基本方針 1
 - 基本方針 2
3. 第 2 期計画の位置付け
 - (1) 上位計画等と本計画との関係

第 2 章 第 2 期古賀市文化芸術振興計画について＝A P

1. 計画の役割
2. 第 2 期古賀市文化芸術振興計画の全体概要
 - (1) 計画の基本方針と施策に関する基本的考え方
 - (2) 計画の期間
3. 計画の体系
4. 計画の基本方針と施策
 - (1) 基本方針 1 と施策
 - (2) 基本方針 2 と施策
 -
 - (*) 基本方針 X と施策

第 3 章 計画の推進について

1. 推進状況の確認と評価
2. 計画推進の体制

資料編

- ・古賀市文化芸術審議会委員名簿
- ・古賀市文化芸術審議会の審議内容
- ・古賀市文化芸術振興条例

第1章 第2期古賀市文化芸術振興計画の目的と作成に係る基本方針

本章は、第2期古賀市文化芸術振興計画（以下、第2期計画）の作成にあたって、まず影響を及ぼす事項を「第2期計画作成の背景」として、文化芸術をめぐる国の動向、古賀市の文化芸術に関する施策、第1期古賀市文化芸術振興計画（以下、第1期計画）の総括などについて述べ、その後、それらの事項を踏まえ、第2期計画の目的とその作成に係る基本方針、及び第2期計画の位置付けなどについて述べる。

1 第2期計画作成の背景

「□」は文面に含めるキーワードについて記載
「○」は前回の会議で委員より出された意見
「■」は事務局より提案する意見

(1) 社会情勢の変化と文化芸術の役割

文化芸術の定義については、多様な考え方があり、一定枠にはあてはまるものではありませんが、多くの人たちと取り組める豊かな分野と言えます。

平成13(2001)年に施行された、文化芸術基本法の前文においては、「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」とあるように、文化芸術は、人の心を揺り動かす大きな力を持ち、生きる力を与え、豊かなまちづくりの原動力にもなりえるのです。

しかし、戦後最大といわれる平成23(2011)年3月におきた東日本大震災をはじめ、多発する自然災害や、それら復興への道半ばで、平成31(2019)年12月から世界的に猛威をふるう新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人とのコミュニケーションの分断が余儀なくされてきました。

私たちはこのような経験をしたことで、さまざまな文化芸術活動が、度重なる災害等により傷ついた心を癒やし、一人ひとりの生きる力を呼びおこす一翼を担っていることを、再認識したのではないのでしょうか。

近年では、文化芸術が健康や高齢者問題など福祉等の分野にも良い影響を与えるとという研究も進んでおり、心だけでなく体も豊かにし、社会参加を促す可能性も持っていると考えられます。

このように、文化芸術の振興を図る意義は深く、古賀市の発展に大きな役割を果たすものです。

(2) 文化芸術をめぐる国の動向

国は、平成29(2017)年6月に文化芸術振興基本法を「文化芸術基本法」に改め、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにしました。これに基づき、新たに「文化芸術推進基本計画」が策定され、今後の文化芸術施策の目指すべき姿や基本的方向性が示されました。

また、障がいのある人による文化芸術活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るために、平成 30(2018)年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、新たに「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されています。

「文化芸術をめぐる国の動向」から、次のような事項を第 2 期計画に反映します。

- ・文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の関連分野における施策を展開
- ・障がいの有無を問わず全ての人々の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する文化芸術活動関連施策を展開

(3) 古賀市の文化芸術に関する施策

古賀市は、平成 20(2008)年 12 月に、文化芸術の振興について基本理念を定め、並びに市、市民及び民間団体等が果たすべき役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する基本となる事項を定めることにより、本市における文化芸術の振興を図る施策を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活の実現及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とした、「古賀市文化芸術振興条例」を定めています。また、その推進のために古賀市文化芸術審議会を設置し、文化芸術振興の活性化を図っています。

平成 24(2012)年 4 月から令和 4(2022)年 3 月まで「つながり にぎわう 快適安心都市 こが」を都市イメージとして、「第 4 次古賀市総合振興計画」を実行しました。この計画の中で、文化芸術活動の充実と活性化によるまちづくりを推進することを目的とした「古賀市文化芸術振興計画」を策定することが明記され、古賀市文化芸術審議会で協議を重ねて、平成 26(2014)年に「第 1 期古賀市文化芸術振興計画」が完成しました。それから 10 年間、古賀市生涯学習センター「リーパスプラザこが」が完成するなどの文化芸術施策を進め、計画の進捗状況については、古賀市文化芸術審議会にて確認を行ってまいりました。

そして、令和 4(2022)年度より「第 5 次古賀市総合計画」が始動し、「ひと育つ こが育つ」の都市イメージのもと、文化芸術に係る施策「豊かな心を育む文化芸術活動の促進」に取り組んでいくこととなりました。

なお、「古賀市文化芸術振興条例」及び「第 5 次古賀市総合計画」のめざす姿は、次のとおりです。

【古賀市文化芸術振興条例】基本理念

- 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりがその担い手であるということ
を踏まえ、市民及び民間団体等の主体性及び創造性が十分に尊重されなければ
ならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、すべての人々が多様な文化芸術を創造し、享受す
る権利を有していることにかんがみ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、
又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、将来にわたる文化芸術の持続的な発展のため、文
化芸術活動への高い関心及び豊かな創造性を持つ人材の育成を図るよう努めな
なければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民が地域への誇りと愛着を深められるよう、市
内の各地域で培われてきた伝統、歴史、風土等に十分配慮し、その保存及び継承
を図るとともに、新たな文化芸術の創造が促進されなければならない。

【第5次古賀市総合計画】

古賀市がめざす、都市イメージ

ひと育つ こが育つ

人がまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え みんなが育つ
未来に向かって育ち続けるまち

文化芸術に係る施策

豊かな心を育む文化芸術活動の促進

文化芸術施策の目標

- 文化団体が市と協働して子ども(中学生以下)が文化芸術に触れる機会を提供で
きている状態
- 子どもが文化芸術への関心を高め、実践し、将来的に文化活動を担う人材とな
り、また次の世代につなぐという循環ができてきている状態

「古賀市の文化芸術に関する施策」から、次のような事項を第2期計画に反映しま
す。

- ・*****
- ・*****
- ・*****
- ・*****

こども 触れる機会 まちづくり 心豊かな生活 みんなで一緒につくっていく・楽しむ

■文化芸術に触れる機会の提供

■子どもが文化芸術への関心をもてる環境づくり

■文化芸術をいかしたまちの活気づくり

(4) 第1期計画の総括

○リーパスの完成

→文化活動の活動場所（拠点）、ハード面の前進

→団体個々、団体同士での交流連携はあり

- ・他の団体との交流 83.3%

(検討、言葉の整理、注釈) コラボ=連携、交流=自分たち同士の中で

○文化芸術×~~他分野~~異分野は少ない

(具体的に、例示) (数字) アンケート結果

- ・障がい者との交流 27.8%

- ・外国人との交流 0%

- ・企業との交流 22.2%

→上のだけ見るとその分野では文化はないの？と見えちゃうのでは

→障がい者、外国人、企業=対象 分野ではない

→参加が少ない 障がい者=本人、付き添い

→「障がい者」だと対象、「福祉」だと分野

AP: 異なるジャンルの団体との交流を深め、活動内容やエリアを広げ、

→多くの人が、文化芸術に参加できたのか

⇒文言の表現 AP→「不十分だった、十分ではなかった」(事務局で整理)

○人材、資金等の問題がある

→新たな取組の創出、次世代への引継ぎが困難

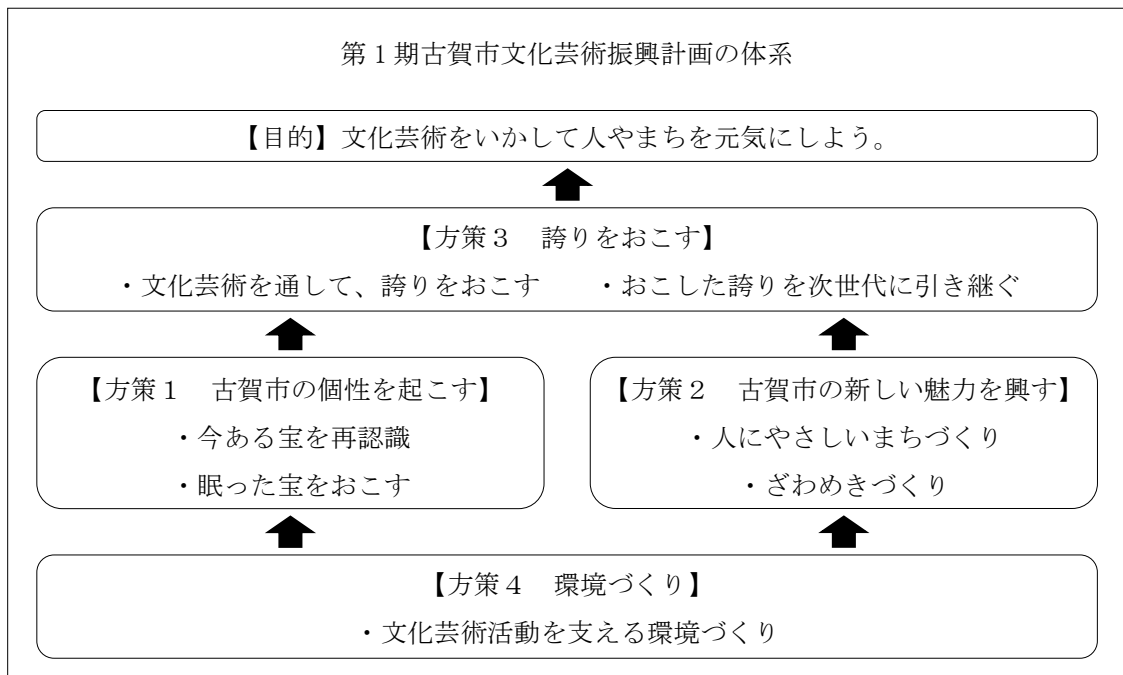
(文化芸術活動の目的は何？続けることが目的なのか？)

○コロナ禍での文化活動

■ “すべての人が文化芸術に触れる機会をつくっていく” は、続けていくべき

~~(「すべての人が」→SDGsでは「誰一人取り残さない」)~~

■ 1期計画 方策3「誇りをおこす」の「文化芸術を通して誇りをおこす」「おこした誇りを次世代へ引き継ぐ」までは発展途中



第1期計画の期間中においては、「全ての市民が参加できる、文化芸術の場を提供する」ことをはじめ、アクションプランを基に様々な取組をしてきました。ハード面では、平成28(2016)年8月に古賀市生涯学習センター「リーパスプラザこが」の交流館が完成し、中央公民館、図書館・歴史資料館と建物が繋がり一体化したことで、文化芸術活動の拠点として大きく前進をしました。ソフト面では、新たな文化芸術活動の取組に挑戦し、また、子どもたちが文化芸術に親しむ機会を学校と連携して実施してきました。

古賀市が、令和3(2021)年度に文化芸術関係団体に対して実施した「文化芸術活動に関する団体アンケート」の結果からは、アクションプランの実施状況について一定の成果はあるものの、十分に至っていない面もあります。また前述したように、新型コロナウイルス感染症の猛威により活動がままならないという意見が多数ありました。

例として、前述のハード面の大きな前進により拠点をともに利用する機会が増え、「団体が他の文化団体と交流した」と回答したのは83.3%であり、自由記載においても、文化活動の原動力となっている一面がうかがえました。一方で、「異なるジャンルの団体との交流を深め、活動内容やエリアを広げ、新たな団体の魅力をつくりだそう」については、「障がい者との交流」は27.8%、「外国人との交流」は0%、「企業との交流」は22.2%で、交流を十分に出来たかという点では不十分であることが分かりました。活動資金や後継者の育成面で課題を抱えている団体が多いことも分かっており、異なるジャンルとの交流・協働や新たな取組の創出、次世代への引継ぎには、課題を残しています。

以上のことから、「方策3 誇りをおこす」の「文化芸術を通して誇りをおこす」「おこした誇りを次世代へ引き継ぐ」は、未だ発展途中であると言えます。また、第1期計画で「すべての人が文化芸術に触れる機会をつくっていく」ことに取り組んできましたが、これは文化芸術振興の根底にあるため、今後も続けていくべきであると考え

ます。

「第1期計画の総括」から、次のような事項を第2期計画に反映します。

- ・*****
- ・*****
- ・*****
- ・*****

- すべての人が文化芸術に触れる機会の創出
- 文化芸術分野と観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の関連分野との交流を深め、魅力の再発見と創出
- 新たな時代に対応する文化芸術活動の展開

2. 第2期計画の目的と作成に係る基本方針

(1) 第2期計画の目的

第2期計画は、古賀市文化芸術振興条例の基本理念と第1期計画の総括を踏まえ、第1期計画の期間中に生じた文化芸術をめぐる新たな国の動向、第5次古賀市総合計画の策定・推進政策の方向性に鑑みて、多発する自然災害やコロナ禍など、新たな社会の変化に柔軟に対応し、古賀市独自の文化芸術活動を市民・団体・行政が協働しながら、**障がいの有無を問わず**全ての人々の個性と能力の発揮及び**社会参加の促進**と、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の関連分野に展開することを目指します。

(2) 第2期計画作成に係る基本方針

本項では、前述の「1. 第2期計画作成の背景」から得られた第2期計画への反映事項を「第2期計画作成に係る基本方針」として整理し、次に列記します。

基本方針1

- ・**障がいの有無を問わず**全ての人々の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する文化芸術活動関連施策を展開する

基本方針2

- ・文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の関連分野における施策を展開する

基本方針3

・

基本方針4

・

基本方針5

基本方針6

基本方針7

＜古賀市文化芸術振興条例 基本理念より＞

- ・ 市民及び民間団体等の主体性及び創造性の尊重
- ・ 文化芸術に係る環境の整備
- ・ 文化芸術活動への高い関心及び創造性を持つ人材の育成
- ・ 伝統、歴史、風土等の保存及び継承、新たな文化芸術の創造

＜第1期の総括より＞

- ・ 伝統、歴史、風土等の保存及び継承は発展途中
- ・ 文化団体以外との交流連携がまだ少ない
- ・ 文化芸術イベントを直接鑑賞していない人の割合が増加傾向
- ・ 人材、資金等の問題
- ・ 新たな取り組みや次世代への引き継ぎは困難
- ・ コロナ禍での文化芸術活動

＜第5次古賀市総合計画より＞

- ・ 豊かな心を育む文化芸術活動の促進

（目標）

- ・ 子ども（中学生以下）が文化芸術に触れる機会を提供
- ・ 子どもが文化芸術への関心を高め、実践し、将来的に文化活動を担う人材となり・・・

（2） 計画作成に係る基本的考え方（基本方針）

計画作成の背景（1期の総括、国の動向、第5次総合計画）などを踏まえて、どのようなことに留意して計画を作成するかという、基本的考え方（基本方針）について述べる。

○次を担う世代とともに文化芸術の振興を図る

○1期計画策定時には想定していなかった災害時での文化芸術について

○基本法に新たに追加された、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の関連分野に向けた内容

■文化芸術は自己認識の基点となり、心豊かな活力ある社会形成にとって極めて重要な意義を持つ

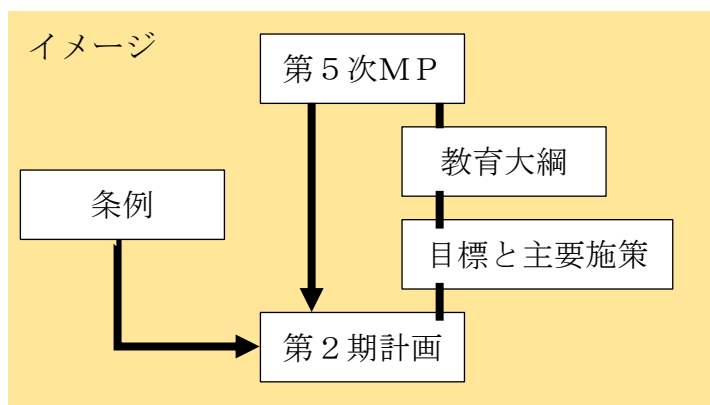
■「直接」だけではない文化芸術イベントの鑑賞機会の拡大と新たな動向を踏まえた文化

芸術にふれる機会や施設の充実（デジタルの活用）シンプル 「オンライン、インターネットを活用した文化芸術の機会の拡充」 等のかわかりやすい表現

※「世の中にオンライン配信が広まり人々の身近になりつつある中で、文化芸術イベントに触れる機会を新たな創出や、その環境整備を行う」

3. 計画の位置付け

(1) 上位計画等と本計画との関係



第2章 第2期古賀市文化芸術振興計画について

1 計画の役割

2 第2期古賀市文化芸術振興計画の全体概要

(1) 計画の基本方針と施策に関する基本的考え方

(2) 計画の期間

計画期間を10年【令和6(2024)年度～令和15(2033)年度】とします。

3 計画の体系

4 計画の基本方針と施策

(1) 基本方針1と施策

(2) 基本方針2と施策

.....

(*) 基本方針Xと施策

第3章 計画の推進について

1 推進状況の確認と評価

2 計画推進の体制

資料編

- ・古賀市文化芸術審議会委員名簿
- ・古賀市文化芸術審議会の審議内容
- ・古賀市文化芸術振興条例